



行政書士業務委任契約書

委任者 甲、受任者行政書士高橋隆二を乙 として、甲乙間において下記のとおり行政書士業務委任契約を締結する。

第1条（業務の委任及び受任）

甲は乙に下記業務を委任し、乙はこれを受任する。

- 一、別紙「業務依頼書」（受託番号- ）に記載の内容
- 二、前号の手續に必要な下記書類の交付申請、受領に関する一切の件（該当番号に○）
 - ① 車庫証明 ② 保管場所使用承諾証明書
 - ③ 住民票/除票 ④ 戸籍 ⑤ 戸籍の附票 ⑥ その他（ ）
- 三、復代理人行政書士選任に関する一切の権限

2 受任した業務（事件）の処理に関連して、前項各号以外の手続が必要となったときは、別途甲乙協議して決定する。

第2条（受任業務の処理）

乙は、他士業者にその事案を引き継ぎ、若しくは協力を求める必要が生じたときは、予め、甲の承諾を得なければならないものとする。

第3条（委任者・受任者の責務）

甲は乙に対し、業務の処理に必要な資料、書類について、当然正当な権限者が発行した適正なものを提示、提出するものとし、業務の処理に関し積極的かつ全面的に乙に協力する。乙は業務の進捗について適宜必要な報告を行い、誠実に業務を処理するものとする。

第4条（必要経費の取扱い）

甲は、業務の処理に関して生ずる、貼用印紙・証紙代、税金、保証供託金、旅費、宿泊費、日当・交通費、その他必要経費の実費額を、乙の請求後3日以内に乙に支払う。

第5条（報酬の支払い）

甲は、業務（事件）が終了したときは、直ちに報酬を乙に支払う。

2 乙はこの報酬を請求するときは、その計算書を甲に交付するものとする。

3 甲が乙の承諾なしに申請を取下げ等により終了させ、又は正当な理由なしにこの契約を解約したとき、若しくは甲の責任により業務（事件）の処理を不能にしたときでも、乙は甲に第1項の報酬を請求することができる。甲が報酬を支払わないときは、乙は甲からの預かり金と報酬とを相殺することができる。

第6条（契約の解除）

甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したとき、又は著しい不信行為があり、委託信任関係が維持できなくなったときは、いつでも本契約を解除することができる。

2 前項により本契約が解除されたときは、甲及び乙は直ちに債権債務を清算し、契約の終了に伴う必要な措置を講ずるものとする。

第7条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を既存する行為

2 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 前項（1）又は（2）の確約に反する表明をしたことが判明した場合
- (2) 前項（3）の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項（4）の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された方は、相手方に対し、相手方が被った損害を賠償する。

4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された方は、解除により生じる損害について、相手方に対し一切の請求を行わない。

第8条（その他協議事項）

本契約に記載のない事項について、甲と乙は、信義に照らし誠実に協議して、これを定めるものとする。

以上の合意を証するため、この契約書2通を作成して甲と乙とが記名押印のうえ各自その1通を所持する。

年 月 日

（甲：依頼者）

住所

氏名

印

（乙：行政書士）

住所

氏名

東京都豊島区東池袋3丁目23番22-1707号

高橋隆二（第21082418号）